

本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休における医療提供体制の確保に関する対応について

○ 国通知「本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休における医療提供体制の確保に関する対応について」

(平成 31 年 1 月 15 日付け医政発 0115 第 1 号、薬生発 0115 第 2 号及び障発 0115 第 1 号 厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)

昨年 12 月 14 日に公布・施行された天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）に係る国会の附帯決議を踏まえ、10 連休における医療提供体制の確保に万全を期すよう、通知されたもの。

○国通知の主な内容

- 1 10 連休における必要な医療提供体制が確保されるよう、救急医療体制や外来診療を実施する医療機関等の情報を各医療機関等の承諾を得た上で、把握すること。
- 2 把握した情報について、県民等に周知し、医療関係者等における情報共有を行うこと。

○本県における情報把握の依頼先

内容	依頼先
救急医療提供体制	各保健所を通じ市町村等へ照会 保健所設置市へ照会
外来診療(病院)(各精神科病院を除く)	各保健所・保健所設置市を通じ各病院へ照会
外来診療・訪問診療(診療所)	公益社団法人愛知県医師会を通じ把握
歯科診療所	健康対策課が一般社団法人愛知県歯科医師会を通じ照会
精神科病院	こころの健康推進室が愛知県精神科病院協会を通じ把握(非会員病院については推進室から直接照会)

把握した 10 連休における医療提供体制に関する情報については、各医療機関等の承諾を得た上で、あいち医療情報ネット等への掲載を予定。(3 月中下旬となる見込み)